告示

○外務省告示第二百三十二号

平成二十三年六月二十日にブラザビルで、コンゴ共和国におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億二千九百万円
3　署名者
日　本　側　藤田和彦在コンゴ共和国大使館参事官
国際連合児童基金側　マリアンヌ・フラッシュ在コンゴ共和国事務所代表

平成二十三年七月六日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百三十三号

平成二十三年六月二十一日にウランバートルで、ウランバートル市水供給改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ウランバートル市水供給改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十三億五百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　日野耕治在モンゴル臨時代理大使
モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣

平成二十三年七月六日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百三十四号

平成二十三年六月二十一日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億二千万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　日野耕治在モンゴル臨時代理大使
モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣

平成二十三年七月六日

外務大臣　松本　剛明

○財務省告示第二百三十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第五項及び第二十七条の五第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の二第一項第一号、第二号及び第四号並びに第四十二条の五第一項第一号、第二号及び第四号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成四年三月大蔵省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月七日から適用する。

平成二十三年七月六日

財務大臣　野田　佳彦

本文第四号中「第十条の二の二第一項第二号イ及び第四十二条の五第一項第二号イ」を「第十条の二の二第一項第二号及び第四十二条の五第一項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第二百十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、平成二十三年五月十日をもって次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地
財団法人日本食品油脂検査協会 丸山　武紀 東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	財団法人日本食品油脂検査協会東京検査所 東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号

○厚生労働省告示第二百十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、平成二十三年四月一日をもってその名称及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称
一般財団法人上越環境科学センター	財団法人上越環境科学センター
一般財団法人新潟県環境分析センター	財団法人新潟県環境分析センター
一般財団法人日本文化用品安全試験所	財団法人日本文化用品安全試験所
一般社団法人日本海事検定協会	社団法人日本海事検定協会
一般財団法人沖縄県環境科学センター	財団法人沖縄県環境科学センター

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称
一般財団法人上越環境科学センター	一般財団法人上越環境科学センター	財団法人上越環境科学センター
一般財団法人新潟県環境分析センター	一般財団法人新潟県環境分析センター	財団法人新潟県環境分析センター
一般財団法人日本文化用品安全試験所	一般財団法人日本文化用品安全試験所東京事業所	財団法人日本文化用品安全試験所東京事業所
一般財団法人日本文化用品安全試験所	一般財団法人日本文化用品安全試験所大阪事業所	財団法人日本文化用品安全試験所大阪事業所

○厚生労働省告示第二百三十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
社団法人愛知県薬剤師会	浅井　彦治	亀井　春枝	平成二十三年四月一日
財団法人宮崎県公衆衛生センター	太田　英夫	津曲　文雄	